

2022年5月30日 全7頁

ドイツにおける顧客預金口座のマイナス金利問題

経営コンサルティング第二部 コンサルタント 宮島 優一郎

[要約]

- ドイツでは2019年以降、一定額以上の預金に対して新たな費用を課す銀行が増加している。
- 2021年4月に連邦裁判所は、銀行の新たな手数料の導入など顧客の不利益になるような銀行利用規約変更について、明確な同意を得ないままなされた変更は無効だと判決を下し、銀行業界は対応を迫られた。
- しかし、銀行側の手数を引き上げる姿勢は一貫しており、応じない顧客の口座解約も辞さない姿勢である。
- ドイツの銀行業界は、預金を株式や投資信託商品に誘導する戦略を採っており、インフレも加速する中で、資産運用の必要性が高まっている。

1. ドイツにおける銀行口座費用の構造

ドイツで銀行口座を保有することにかかる費用は2種類ある。一つは口座を保有することに対して課される費用で、一般的に「口座維持手数料」や「口座管理料」などと呼ばれることが多い。ドイツの大手銀行では月額数ユーロから10ユーロ程度の金額が設定されている。給与の振り込み先口座として利用がある場合や当該銀行のほかのサービスを利用している場合などの条件に応じて口座維持手数料は減額されたり免除されたりすることが多い。

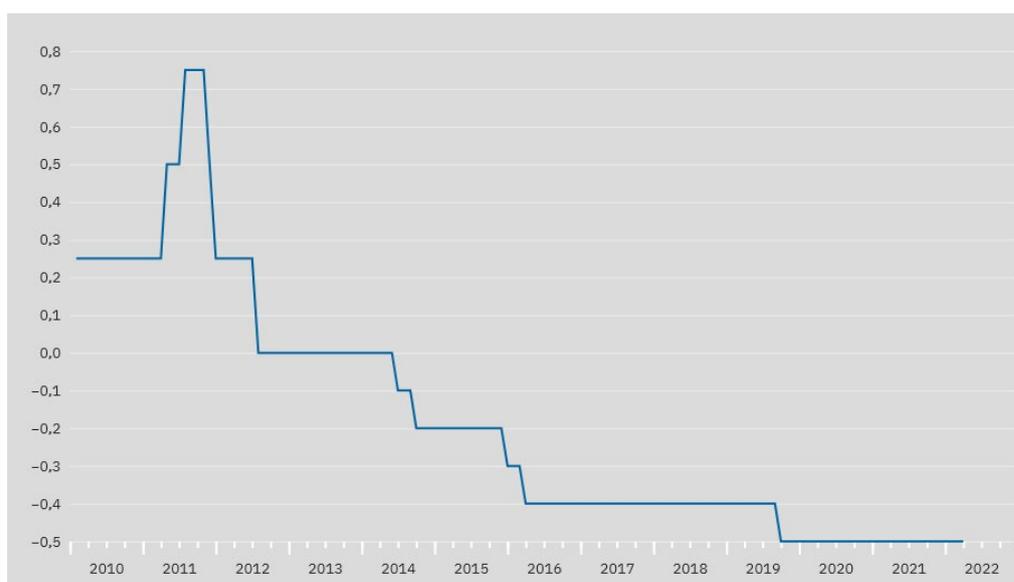
二つ目の費用は一定額以上お金を預けている場合に、基準額以上の預金部分に対して課される料金である。この「高額預金へ課される料金」の対象となっているのは日常的な引き落としや給与振り込みに用いる振替口座やそれに紐づけられた一時貯蓄用の口座である。この費用は、例えば基準額が5万ユーロ超となっている口座に7万ユーロを預けていると、2万ユーロ分に対して料金が発生するというもので、多くの銀行では基準額の超過部分に対して年利0.5%となっており、預金者にとっては「実質的なマイナス金利（以下、マイナス金利）」となっている。

このマイナス金利については、社会生活に欠かせない金融インフラである銀行口座の維持にかかる費用負担が増大していることや料金が2重になっていることに利用者間で不満が高まっている。

2. マイナス金利導入の背景と近年の動向

銀行業界は、この高額預金に対して導入したマイナス金利の背景について、ECB（欧州中央銀行）の政策金利である預金ファシリティ金利が2014年6月以降マイナスに転じたことを理由として挙げている。預金ファシリティ金利はユーロ圏の市中銀行が中央銀行に手元資金を預け入れる際の金利であり、この金利がマイナスに転じたということは市中銀行側からECBに利息の支払いが生じることを意味している。銀行が顧客の預金に課すマイナス金利は、結局、預金ファシリティにかかる支払利息の転嫁ということになる。ドイツ連邦銀行によれば、2020年にはドイツの銀行が支払った預金ファシリティ利息は約10億ユーロにのぼったという¹。

（図表1）ECB 預金ファシリティ金利の推移（%）（2010年～2022年）



出所：Bundesbank

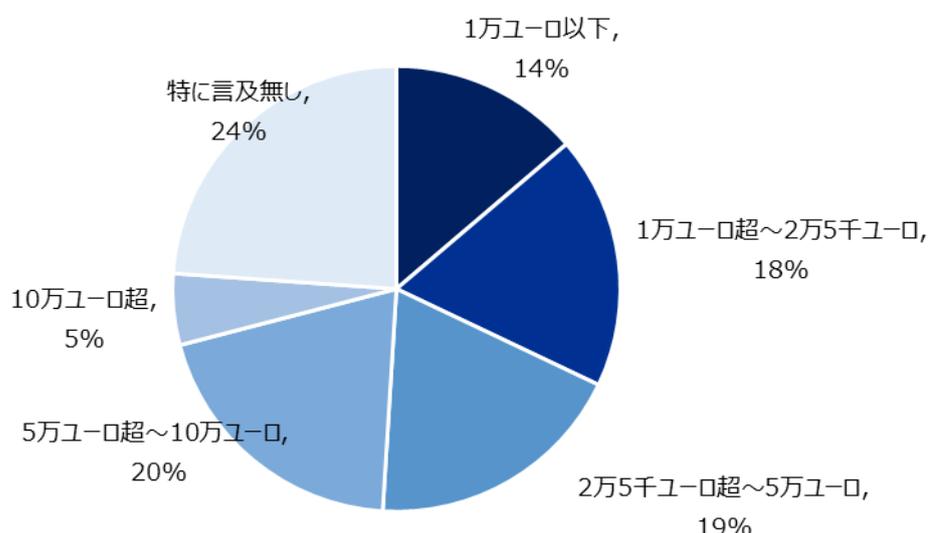
ドイツで最初に振替口座にマイナス金利が導入されたのは2017年5月のことであり、フォルクスバンク（信用協同組合）のロイトリンゲンが振替口座の残高全額に対して年利0.5%のマイナス金利を設定した。これを消費者センターやメディアが批判したところ、当初マイナス金利を撤回したが、その後訴訟に発展し銀行側が敗訴した²。ただし、判決理由は既存契約の内容から逸脱しているというものであり、マイナス金利の導入自体は新規契約を締結することで可能で

¹ Bundesbank, “Monthly Report – September 2021”

² <https://www.vzvb.de/urteile/negativzinsen-fuer-geldanlagen-laufenden-vertragsbeziehungen-rechtswidrig>

あるとの見解が示された。この後も信用協同組合を中心に高額預金部分へのマイナス金利が導入され、ECB 預金ファシリティ金利が現在の-0.5%に設定された2019年以降は、大手商業銀行なども含めマイナス金利を導入する銀行が大きく増えている。比較ポータルサイトのBiallo³によれば2022年4月22日時点で、個人顧客にマイナス金利を課している銀行は576行、法人顧客へは596行あり、全銀行1,446行（2021年末）のうち3分の1超の銀行が導入している（ただし、すべての銀行がオンライン上に各種契約条件を掲載しているわけではないため、実際にはもっと多い可能性がある）。また、導入された当初は1口座当たりの預金額10万ユーロ超がマイナス金利の対象である場合が多かったが、徐々に5万ユーロ超、2.5万ユーロ超、と対象額が引き下げられてきている。現在では、7割の銀行が10万ユーロ以下、5割が5万ユーロ以下、3割が2.5万ユーロ以下を対象額として設定している。

（図表2） マイナス金利が適用される預金対象額の分布（振替口座）



出所：Bialloより大和総研作成

こうした事態に対して、ドイツでは消費者団体総連盟（VZBV）や各地域の消費者センターが訴訟を起こすことで対抗しており、連邦銀行や連邦金融監督庁（BaFin）は司法の判断を注視している。

近年の判例では、2021年10月にベルリン地方裁判所が、スパルダ銀行ベルリンが振替口座の2万5,000ユーロ超、一時貯蓄口座の5万ユーロ超に導入した0.5%のマイナス金利が違法であり、顧客に課した金利相当額を払い戻すよう命じた。スパルダ銀行は上訴を公表している。2021年12月にはデュッセルドルフ地方裁判所がフォルクスバンクライン・リップペに対して違法判決を下した。一方で、ライプツィヒ地方裁判所は2021年7月にフォクトランド貯蓄銀行が新規振替口座に導入した0.7%のマイナス金利について、ザクセン州消費者センターの訴えを退けている。

³ <https://www.biallo.de/geldanlage/ratgeber/negativzinsen-verwahrentgelt-banken/>

る。VZBV の訴訟における主張は、預金管理は銀行の通常業務であって追加料金を要求する追加的なサービスではない、という点であり、これに対する裁判所の判決は上記のように一致していないのが現状である。

3. ドイツ連邦裁判所判決の波紋

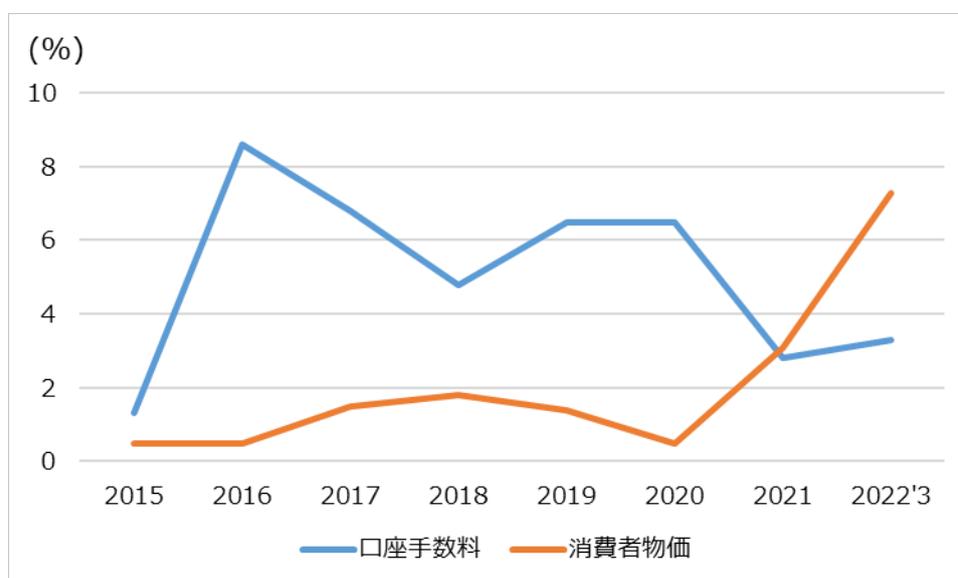
銀行と顧客の間の問題に関しては、ドイツ連邦裁判所が、ドイツ銀行のマスリテールブランドである「ポストバンク」に対して 2021 年 4 月 27 日に下した判決も大きな波紋を広げている。連邦裁判所は、顧客の不利益になるような銀行利用規約変更（既存口座への新たな手数料の導入などを意味する）について、顧客から「明確な同意」を得ていない場合になされた変更（暗黙の了解）を認めない判決を下した。それまでポストバンクは顧客が規約変更通知から 2 か月以内に反対の意思を表明しない場合、規約変更に同意したとみなしていた。重要な点は、この判決がポストバンクだけでなく国内全銀行に適用され、顧客は利用規約変更による手数料の返金を 2018 年 1 月 1 日まで遡及できることである。この判決を受けて、ポストバンクを所有するドイツ銀行は、2021 年度に合計 3 億ユーロの費用を計上し、コメルツ銀行は第 2 四半期に約 5,000 万ユーロの引当金を準備した。連邦金融監督庁（BaFin）の担当者は、最悪のケースで銀行セクターの純利益の半分が失われる可能性を指摘している。消費者団体総連盟（VZBV）は銀行に対して自主的な返金をするよう要求するとともに、返金に応じない銀行があれば報告してほしいと呼び掛けている。また、BaFin も銀行業界に対して、顧客へ明瞭な通知・説明をすることや直ちに返金に応じることを求めている⁴。

この判決により、近年消費者物価の上昇率を大幅に上回っていた口座手数料の上昇率は 2021 年に一度落ち着きを見せた。

⁴

https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Aufsichtsmitteilung/2021/aufsichtsmitteilung_211026_Urteil_BGH_zu_AGB.html

(図表 3) 口座手数料の上昇率と消費者物価の上昇率の推移 (%)



出所：Biallo より大和総研作成

4. 連邦裁判所判決に対する銀行側の対応

規約変更時の「暗黙の了解」を認めないとした連邦裁判所判決によって、銀行にとって預金ビジネスはますます魅力のないものとなっている。

ポストバンクやデュッセルドルフ貯蓄銀行など一部の銀行では、規約変更に対して顧客から「明確な同意」を得られなかった場合に口座を解約するなど、日本人の常識からすると強硬ともいえる手段をとっているという。

このように、銀行側がマイナス金利導入や手数料の導入を顧客に求める傾向は今後も継続すると予想される。現地経済紙が大手銀行と貯蓄銀行 20 行に対して、ECB 預金ファシリティ金利が緩和された場合に、高額預金へのマイナス金利率を変更するか質問したところ、預金ファシリティ金利に応じて調整すると回答したのは 6 行だけであった⁵。

現在、顧客預金は明らかに銀行の重荷となっており、ドイツのリテール銀行、特に大手銀行では収益源として手数料収入を拡大するべくビジネスモデルを転換している。預金口座へのマイナス金利導入も、預金を株式や投資信託商品に誘導する一手段として位置づけられる。

⁵ <https://www.handelsblatt.com/finanzen/banken-versicherungen/banken/strafzinsen-nur-wenige-banken-kuendigen-das-ende-der-minuszinsen-klar-an/28068992.html>

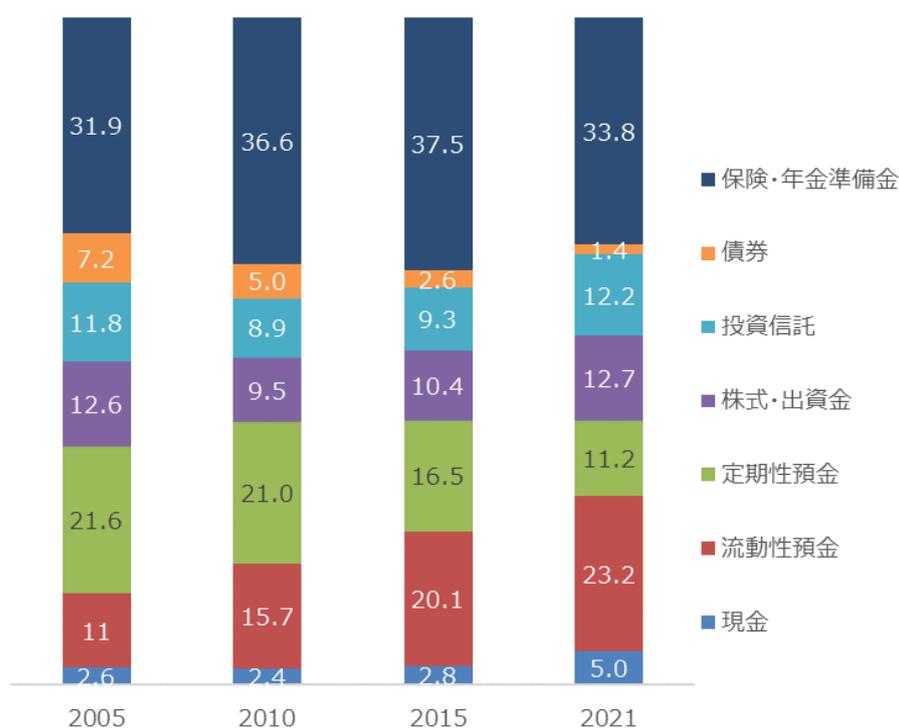
5. 顧客の反応

上述した銀行側の戦略の変化や、コロナ禍の影響により、ドイツの個人金融資産は、手持ちの現金保有や株式、投資信託での運用が増えている。ドイツでは、ほかのヨーロッパ諸国と比べて家計金融資産における株式・債券の占める割合が歴史的に低かったのに加えて、2007年以降の世界金融危機で家計のリスク許容度が下がり、株式・債券、投資信託の保有割合は一層減少していた。しかし、2021年はリスク性商品の割合が増加していることが見てとれる（図表4）。INGによれば、上場投資信託（ETF）の人气がドイツ人の間で高まっており、2021年の取扱金額は前年から500億ユーロ増加し約1,500億ユーロとなり、そのうち約54%がオンライン専門銀行によって管理されているという⁶。

また、ポストバンクが10年間に亘って実施している貯蓄行動調査の21年版によれば、コロナ禍によって「以前より貯蓄している」と回答した人の割合は、2020年3月の13%から2021年には23%に増加し、「振替口座（下の図表では「流動性預金」）に預金している」と回答した人の割合は2011年の38%から2021年は63%と過去最高を記録しており、コロナ禍で貯蓄行動の変化も確認された。一方で現金保有をしている人の割合は2021年の21%から現在は38%に、株式やファンド投資をしている人も17%から31%に増加しており、連邦銀行の統計（図表4）を裏付けている。

⁶ <https://www.faz.net/aktuell/finanzen/anlage-von-vermoeigen-deutsche-privatanleger-stuerzen-sich-auf-etf-17770884.html>

(図表4) ドイツの個人金融資産における主な資産の構成割合の変化 (%)



出所：Bundesbank より大和総研作成

6. 今後の動向

上述のように、ドイツでは、消費者団体からの訴訟や連邦裁判所判決がありながらも、銀行業界はマイナス金利を今後も継続する姿勢を崩しておらず、預金者の負担増は避けられないだろう。長期化する低金利環境や、ロシアのウクライナ侵攻によりインフレが進行する環境下で、預金者は銀行から課される手数料等を念頭に置きつつ、ライフスタイルや将来設計に合った金融資産の配分や運用方法を選択することが求められている。

また、ドイツと日本はオーバーバンキング状態であること、政策金利がマイナスであることなど似た環境に置かれている。日本の銀行でも近年、費用の新設や引き上げなどが行われ話題となった。従来口座維持手数料が存在していた国々と日本では、新設費用への許容度が異なるかもしれないが、ドイツや欧州における先例が遅れて日本にやってくることになるかもしれない。

—以上—

参考文献

- 代田純「ドイツにおける銀行再編の動向」証券経済研究（2019年6月）